

# 学校法人トヨタ学園役員及び評議員報酬規則

(規程 第152号)

## (目的)

第1条 この規則は、学校法人トヨタ学園（以下「学園」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、学園の賃金規則に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる交通費、旅費（宿泊費等を含む）及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、学園の職員を兼務し、学園の賃金規則に基づき給与の支給を受ける役員及び評議員には支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (3) 評議員 報酬、退任慰労金
- 2 役員又は評議員本人から、報酬等を辞退する旨の申出があった場合は、報酬等を不支給とすることができる。
- 3 前項により、報酬等を不支給とする場合、寄附行為第61条に定める最低責任限度額の算定は、不支給とする前の本来の支給額に基づいて行われるものとする。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員1人に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限は28,000,000円とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

- 2 常勤の役員の退任慰労金は別表1に定める算式により算出される額とする。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 4 非常勤の役員及び評議員の退任慰労金は別表3に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、1カ月以内に支払う。
  - 2 非常勤の役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当

たった都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。
- 5 常勤又は非常勤の役員及び評議員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」を参考にして学園が決定する。

#### (費用)

第6条 常勤の役員には、学園の通勤費補助規則に基づいて、通勤費補助を支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員には、別途定める基準に基づき、理事会及び評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、報酬とは別に交通費を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって出張した場合は、別途定める基準に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (端数の処理)

第8条 この規則により、報酬ないしは賞与の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入して1円単位で支給する。退任慰労金の計算における1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。

#### (作成、備置き及び閲覧)

第8条の2 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規則を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規則の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規則を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
- 3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規則を閲覧に供しなければならない。

#### (公表)

第9条 学園は、この規則を学園のホームページに公表する。

第10条 削除

#### (改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規則は、令和7年4月1日に改正施行する。

制 定 令和 2年 3月 24日  
改正 1回 令和 3年 4月 8日  
改正 2回 令和 7年 3月 25日

別表第1（常勤の役員の退任慰労金算定式）

基本配分（退任時報酬月額×在任年数に応じた支給係数）＋功労加算（退任時報酬月額×在任年数×0.5）
---

※在任年数に応じた支給係数については、学園の退職金規則に基づき、第1号の支給係数を適用する。

※上記、在任年数の計算における1カ月未満の日数は1カ月に切り上げ、1年未満の月数は月割計算とする。

別表第2（非常勤の役員及び評議員の報酬）

理事	日額 30,000円
監事	日額 30,000円
評議員	日額 30,000円

※上記金額はいずれも手取り額とする。

別表第3（非常勤の役員及び評議員の退任慰労金）

在任期間	退任慰労金
4年未満	30,000円
4年以上、8年未満	50,000円
8年以上	100,000円

※上記金額はいずれも手取り額とする。